

運行前点検

運行前点検は、車を使用する人が、1日1回運転する前に実施するよう法令により義務づけられています。

- 前日の異状箇所
- ブレーキペダルの踏みしろ、きき具合
- ブレーキリザーバタンクの液量
- タイヤの空気圧、亀裂、損傷、異状な摩耗、金属片、石などの異物
- ※ タイヤの溝の深さ
- ※ エンジンオイル量
- ※ 燃料の量
- ※ 冷却水量
- ※ 冷却装置の水漏れ
- 灯火装置、方向指示器
- 後写鏡(バックミラー)の写影
- 自動車登録番号標の汚れ、損傷
- 反射器の汚れ、損傷

※ 印は、高速走行が可能な道路を、走行する予定がない場合には行わなくてもよい項目です。

注意事項

点検するときは、安全に十分注意してください。

- 場所は、平坦地で足場のしっかりした所を選び、スタンドを立てて行ってください。
- エンジン停止直後の点検は、エンジン本体、マフラーやエキゾーストパイプなどが熱くなっています。火傷にご注意ください。
- 排気ガスには、一酸化炭素などの有害な成分が含まれています。しめきったガレージの中や、風通しの悪い場所でエンジンをかけての点検はやめてください。